

特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）ウラ面

見本は令和7年度を記載

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税⑧＝特別徴収税額⑨
 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなくなった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

均等割
 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円
 ・所得割(総合課税分)
 特別区民税 6% 都民税 4%
 ・森林環境税 1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実費損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実費負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円) <small>※地方税法第14条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費1方2千円(限度額8万8千円)</small>

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険料控除	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
健康保険料控除	15,000円以下	全額
	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
地震保険料控除	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
15,000円超	10,000円	
医療保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	所得金額			配偶者控除	扶養控除
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円	老人 38万円	26万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額			
	48万円以下	33万円	22万円	11万円	
	48万円超55万円以下	33万円	22万円	11万円	
	55万円超100万円以下	31万円	21万円	11万円	
寡婦控除	105万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円以下	11万円	8万円	4万円	
ひとり親控除	125万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円以下	3万円	2万円	1万円	
	135万円以下				
障害者控除(特別障害者)	26万円	30万円	33万円	一般	33万円
	30万円	33万円	33万円	老人	38万円
障害者控除(同居特別障害者)	26万円	30万円	33万円	特定	45万円
	30万円	30万円	30万円	同居老親等	45万円
寡婦控除	26万円				
ひとり親控除	30万円				
勤労学生控除	26万円				

基礎控除	納税者本人の所得金額	
	2,400万円以下	43万円
基礎控除	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
税額控除(調整控除)	納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額	
	合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5% (都民税2%、特別区民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (都民税2%、特別区民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額
普通控除	1万円	配偶者一般
特別控除	10万円	控除老人
寡婦控除	22万円	配偶者特別控除
ひとり親控除	1万円	配偶者特別控除
母控除	5万円	扶養一般
勤労学生控除	1万円	控除特定
		900万円以下
		900万円超950万円以下
		950万円超1,000万円以下
		1,000万円超

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外債証券以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外債証券等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
◎税額控除(配当控除)				
課税所得金額	1,000万円以下	1,000万円超	特別区民税	都民税
利益の配当等			0.8%	0.6%
外債証券以外の証券投資信託			0.4%	0.3%
外債証券等証券投資信託			0.2%	0.15%
◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)				
前年分の所得税額において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額の適用を受けた場合、以下の金額を控除した金額(前年分の所得税額に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額				
ただし、居住年が平成28年から令和3年まで(地方税法第14条の5の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(借取債及び特別借取債を含む。)又は特別特別借取債に該当する場合には、「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額				
前年分の所得税額に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成29年度の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)				
前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額等適用前金額)				
特別区民税	3/5	都民税	2/5	
◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)				
区分	特別区民税	都民税		
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5		

◎税額控除(寄附金税額控除)	
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の都民税は4%、特別区民税は6%に相当する金額	
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	
2 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金	
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は荒川区の条例で定めるもの	
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、作民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は荒川区の条例で定めるもの	
ただし、1のうち、特別所得の寄附とされる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都民税は5分の2、特別区民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	
課税総所得金額から内控除差調整額を控除した金額	割合
0円以下135万円以下	81.865%
135万円超330万円以下	79.9%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合